

装管調第114号  
27.10.1  
一部改正 装管調第17715号  
令和2年12月24日

大臣官房長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁各部長  
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官

防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通知）

標記について、別添のとおり合意し、その措置要領について別紙のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：1 別紙

2 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

写送付先：防衛政策局長、人事教育局長

## 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置要領

### 1 趣旨

防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除及びこれに係る警察との連携並びに省内各機関等への周知についての手続を定める。

### 2 防衛省が行う公共事業等から暴力団を排除するための措置

#### (1) 特約条項を契約書に付す措置

##### ア 「暴力団排除に関する特約条項」を契約書に付す措置

契約担当官等及び資金契約等担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等及び資金契約等担当官等をいう。）（以下「支担官等」という。）は、公共事業等の契約から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（以下、「合意書」という。）別紙第1（以下「排除対象者」という。））を排除するため、新規に契約を締結する場合には、付紙「暴力団排除に関する特約条項」（以下、「特約条項」という。）を契約書に付すこととする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合はこの限りではない。なお、契約書の作成を省略する場合には、適宜の方法により特約条項の内容を契約の相手方に明示するとともに、入札者等が入札書等を提出するに当たっては、特約条項の内容を承諾している旨、入札書等に記載させるものとする。

##### イ 契約解除の措置

支担官等は、特約条項に規定する契約解除の事由が明らかとなったときは、速やかに契約の相手方と契約解除の協議を行い、契約の解除の措置を講ずるものとする。

##### ウ 契約解除の措置結果の通知

支担官等は、前記イにより契約の解除の措置を行った場合には、付紙様式第1「暴力団排除に関する特約条項による契約解除の措置概要」により所属する

経理担当課長等（大臣官房会計課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校経理部経理課長、防衛研究所総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部総務部会計課長、防衛監察本部総務課長及び地方防衛局総務部会計課長並びに防衛装備庁長官官房会計官、防衛装備庁調達管理部調達企画課長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

経理担当課長等は、契約解除の措置の有無に拘わらず、年度分を取りまとめ、翌年度の5月末までに大臣官房会計課長及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長に通知するものとする。

## (2) 誓約事項を定める措置又は誓約書を提出させる措置

### ア 誓約事項を定める措置

支担官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得」という。）において、合意書別紙第3「暴力団排除に関する誓約事項」の内容（以下「誓約事項」という。）を明示するとともに、入札者等は入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出をもって当該誓約事項のとおり誓約したものである旨を明らかにするものとする。

なお、入札者等が入札書等を提出するに当たっては、入札心得の内容を承諾している旨、入札書等に記載させるものとする。

### イ 誓約書を提出させる措置

入札心得の定めのない機関においては、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から合意書別紙第4「暴力団排除に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）を提出させ、又は前記アに準じた措置をとるものとする。

ウ 誓約を拒否する者又は誓約書の提出を拒否する者への措置前記アの「誓約事項」による誓約又は前記イの「誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

### エ 入札無効等の措置

支担官等は、入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

なお、支担官等は、この措置を講ずることがある旨を入札心得及び入札公告等において明らかにするものとする。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

## (3) 排除対象者の照会等の措置

### ア 排除対象者の照会

支担当等は、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等（下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）又は下請負者等になろうとする者について、排除対象者である疑いがある場合等排除対象者に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該支担当等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）あてに、合意書別記様式第1号「照会書」により照会するものとする。

イ 排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合の措置

支担当等は、前記アの照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2号「回答書」により排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合には、排除対象者と締結済の契約については、第2項第1号イに基づき契約解除の措置を執るものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

ウ 排除対象者に該当する旨の回答を受けた場合の各機関等への通知等

支担当等は、前記イの回答を受けた場合は、速やかに所属する経理担当課長等に通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、他機関等の経理担当課長等及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長に当該回答書の写しを添付の上通知するものとする。

経理担当課長等は、所属する支担当等（ただし、当該通知元となった支担当等を除く。）に対し当該回答書の写しを添付の上連絡するものとする。

経理担当課長等より連絡を受けた支担当等は、排除対象者と締結済の契約については、第2項第1号イに基づき契約の解除の措置を執るものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

エ 暴力団対策主管課長からの通報を受けた場合の各機関等への通知等

大臣官房会計課長及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長は、暴力団対策主管課長から合意書第7に基づき合意書別記様式第3号「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について」を受けた場合は、速やかに経理担当課長等に当該通報の写しを添付の上通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、所属する支担当等に対し当該通報の写しを添付の上連絡するものとする。

経理担当課長等より連絡を受けた支担当等は、排除対象者と締結済の契約に

については、第2項第1号イに基づき契約解除の措置を執るものとし、その他の場合においては、当該排除対象者を入札に参加させず、当該排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの措置を執るものとする。

### 3 契約の相手方等が排除対象者から不当介入を受けた場合の措置

#### (1) 契約の相手方に対する通報等の義務付け

支担当等は、契約の相手方に対し、契約の相手方自ら又は下請負者等が、排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに支担当等へ付紙様式第2「排除対象者による不当介入の概要」により報告を行うことを義務付けるため、入札心得において明らかにするものとする。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

#### (2) 不当介入を受けた場合の報告

支担当等は前号により報告を受けた場合は、所属する経理担当課長等に当該報告の写しを添付の上通知するものとし、通知を受けた経理担当課長等は、他機関等の経理担当課長等及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長に当該報告の写しを添付の上通知するものとする。

経理担当課長等は、所属する支担当等（ただし、当該通知元となった支担当等を除く。）に対し当該報告の写しを添付の上連絡するものとする。

#### (3) 契約の相手方が通報等を怠った場合の措置

支担当等は、契約の相手方が第1号の規定に違反し、警察への通報等を怠るなどの事実が確認された場合には、契約の相手方に対し文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

### 4 警視庁又は道府県警察本部への協力依頼

支担当等は、本通知に基づき、排除対象者と契約解除等に関する手続を行う場合において、関係職員の保護等のための措置を講ずる必要があると認める場合には、暴力団対策主管課長に必要な措置の要請、又は対応についての相談をするなどの協力を依頼するものとする。

### 5 その他

(1) 支担当等は、本通知に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、その都度暴力団対策主管課長と協議を行うものとする。

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合は、この要領に依るものではない。

## 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

うゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



## 暴力団排除に関する特約条項による契約解除の措置概要

( 年度契約分)

契 約 機 関 等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品 名 ・ 数 量	
契 約 金 額	
契 約 業 者 名	所在地 会社名 代表者名
契約解除年月日	
解除を必要とする部分又は範囲	
解除措置の理由	
事 実 概 要	
その他特記事項	

注 1 記入要領は、属紙のとおり。

2 暴力団対策主管課長からの排除対象者である旨の回答書又は通報を添付すること。

記入要領

付紙様式第1の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 2 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 3 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 4 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 5 「契約業者名」の欄には、契約書記載の（所在地、会社名、代表者名）を記入する。
- 6 「契約解除年月日」の欄には、契約解除の合意書等を甲乙間で締結した年月日を記入する。
- 7 「解除を必要とする部分又は範囲」の欄には、解除を必要とする部分又は範囲について記入する。
- 8 「解除措置の理由」の欄には、暴力団排除に関する特約条項における契約解除の事由について該当する条文を記入する。（記入例 「暴力団排除に関する特約条項第1条第1号に該当するため。」）
- 9 「事実概要」の欄には、暴力団対策主管課長への照会の事実概要又は暴力団対策主管課長からの通報による事実概要を記入する。（記入例 （□□県警察本部）から、（入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等になろうとする者又は下請負者等）について、排除対象者であると認めた通報を受けた。）
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

年 月 日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿住所  
会社名  
代表者名

## 排除対象者による不当介入の概要

貴（支出負担行為担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、属紙のとおり。

記入要領

付紙様式第1の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 10 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 11 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第89号  
経会第4740号  
経装第4740号  
平成23年 4月15日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

防衛省経理装備局会計課長

防衛省経理装備局装備政策課長

警察庁と防衛省は、防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。）（当該契約に係る下請負契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 防衛省経理装備局会計課、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部、装

備施設本部、防衛監察本部及び各地方防衛局(以下「防衛省各機関」という。)の契約担当官等及び資金契約等担当官等(防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第2条に規定する契約担当官等及び資金契約等担当官等をいう。)(以下「支担官等」という。)は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙第1のとおり。以下「排除対象者」という。)を排除するため、新規に契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約条項」(別紙第2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。)を契約書に付すこととする。ただし、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

#### (誓約事項の定め)

- 第2 支担官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者(以下「入札者等」という。)が心得ておくべき事項を明示した資料(以下「入札心得」という。)において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙第3のとおり。)を示すとともに、入札者等は入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにするものとする。この際、支担官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって入札心得を承諾している旨を支担官等に提出する入札書等に記載させる措置をとらなければならない。
- 2 防衛省各機関のうち、入札心得の定めのない機関においては、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」(別紙第4のとおり。)を提出させ、又は前項に準じた措置をとるものとする。
- 3 前2項の場合において、「暴力団排除に関する誓約事項」への誓約を拒否する者又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

#### (入札無効等の措置)

- 第3 支担官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとする。
- 2 支担官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札心得及び入札公告により明らかにしなければならない。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

(契約解除の措置)

第4 支担官等は、「暴力団排除に関する特約条項」に基づく契約解除の事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続きを行うものとする。

(排除対象者の照会)

第5 支担官等は、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等(下請負者(再下請負者以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負者等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該支担官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、入札公告、入札書等及び契約書等の参考となる資料を添付した照会書(別記様式第1)により照会するものとする。

(排除対象者の回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、支担官等に対し、回答書(別記様式第2)により回答するものとする。

(排除対象者の通知)

第7 暴力団対策主管課長は、防衛省の行う公共事業等に係る契約について、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等になろうとする者又は下請負者等が排除対象者であると認めるときは、防衛省経理装備局会計課長及び装備政策課長に対し、その旨を文書(別記様式第3)により通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 支担官等は、契約の相手方に対し、契約の相手方自ら又は下請負者等が、暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに支担官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 支担官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察への通報及び支担官

等への報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意に基づき、支担当等が契約解除等を行う場合において、支担当等から要請又は相談を受けた場合は、支担当等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずることとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び支担当等は、本合意に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。



暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

うゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

## 暴力団排除に関する誓約書

当社

私(個人の場合)

当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名



照会書			
商号又は氏名			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
照会事項	「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」における暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当するか否か。		
備考			
上記のとおり照会します。			
〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
防衛省支担当等(官職・氏名) 印			

※1 役職名、氏名、生年月日及び住所については、「暴力団排除に関する誓約事項」、「暴力団排除に関する誓約書」又は「暴力団排除に関する特約条項」に基づいて、入札者等又は契約の相手方から提出される役員名簿及び登記簿謄本の写しにより確認できる範囲において記載する。

※2 入札公告、入札書等及び契約書等の参考となる資料を添付すること。

文 書 番 号  
年 月 日

防衛省支担当等 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

回 答 書

防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、〇年〇月〇日付第(文書番号)号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
  - ・ 該当する
  - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

文 書 番 号  
年 月 日

防衛省経理装備局  
会 計 課 長  
装 備 政 策 課 長 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に  
基づく通報について

下記の有資格者において、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当すると認められる事実を確認したので通報します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他